

データヘルス計画等に係る
好事例の横展開事業報告書
～ドラッグストアでの
特定保健指導実施の取組事例～

令和7(2025)年3月

栃木県保険者協議会企画調査部会

目次

内容

I. はじめに.....	1
II. 保険者の選定.....	2
III. 調査方法.....	2
IV. 保険者の取組.....	3
【小山市】.....	3
1 保険者の概要.....	3
2 保険者の特徴.....	3
3 取組の経緯.....	3
4 取組内容.....	4
5 事業成果と課題について.....	7
6 今後の展望について.....	8
【全国健康保険協会栃木支部】.....	9
1 保険者の概要.....	9
2 保険者の特徴.....	9
3 取組の経緯.....	9
4 取組内容.....	10
5 事業成果と課題について.....	12
6 今後の展望について.....	12

I. はじめに

栃木県保険者協議会は、栃木県内の医療保険者（以下、保険者）が連携・協力し、効果的な保健事業等を実施することにより被保険者等の健康の保持・増進を図るとともに、データヘルス計画に基づく保険者の円滑な事業運営に資することを目的としています。

そのため、本協議会の専門部会である企画調査部会では、医療費適正化計画実施等の観点も含め、データヘルス計画等に係る好事例について、数年ごとに栃木県保険者協議会構成団体保険者への横展開をしています。

今年度は、第4期特定健診等実施計画による特定保健指導の利用促進に向けた効果的な取組を行っている2保険者の取組内容や結果等を取り纏めました。

全ての構成団体保険者において、特定保健指導利用促進に向けた取組の参考にご活用いただければ幸いです。

最後に、ヒアリング等にご協力いただいた小山市、全国健康保険協会栃木支部のご担当者様をはじめとする関係者の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和7(2025)年3月
栃木県保険者協議会企画調査部会

Ⅱ．保険者の選定

令和6（2024）年9月12日開催の栃木県保険者協議会企画調査部会第1回ワーキンググループにおいて、各委員及び有識者からの意見を踏まえ、調査を行う保険者として【小山市】と【全国健康保険協会栃木支部】を選定しました。

Ⅲ．調査方法

令和6（2024）年10月に、保険者協議会企画調査部会委員および事務局で【小山市】と【全国健康保険協会栃木支部】を訪問し、取組内容や結果等についてヒアリングを行いました。

IV.保険者の取組

【小山市】

ドラッグストアでの特定保健指導実施の取組

1 保険者の概要

人口	166,876人（男性：84,761人、女性：82,115人）
被保険者数	32,082人（加入率：19.23%）
高齢化率	26.2%（43,752人／166,876人）

※令和6（2024）年4月1日現在

2 保険者の特徴

- ・被保険者数は毎年度減少しており、人口総数については、ほぼ横ばいに推移しています。
- ・高齢化率（65歳以上）は増加傾向ですが、栃木県や国と比較すると低くなっています。
- ・被保険者の男女・年齢別割合をみると、男女ともに60歳以上から多くなっています。

3 取組の経緯

被保険者への保健指導勧奨時の聞き取りの結果、保健指導未利用者の理由として「仕事」が34%を占めており、夜間・休日の利用を求める声が多くありました。このような中、栃木県主催の研修会にて、県外で特定保健指導をドラッグストアで実施している事例について情報を取得し、ドラッグストアでの特定保健指導実施事業を計画しました。

市民が夜間・休日に利用できる身近なドラッグストアを活用することで、利用率向上に繋がると考えられたため、小山市での実施に向けて情報収集を開始し、市内に店舗を置くドラッグストア5社と交渉を行いました。

現在では2社、4店舗で特定保健指導を実施しています。

4 取組内容

(1) ドラッグストアでの特定保健指導実施の取組みの状況について

①委託開始時期

令和5年度（令和6年1月）

②委託内容

i 実施店舗数

ドラッグストアA：3店舗

ドラッグストアB：1店舗

合計4店舗

ii 委託状況

ア 内容

- ・各店舗からの対象者への案内、特定保健指導、実績評価、報告書作成

イ 対象人数

- ・積極的支援 20人
- ・動機付け支援 50人

ウ 特定保健指導の実施日時

- ・各ドラッグストアの実施可能日に準じており、面談日等は、対象者が選択しやすいよう、土・日曜や夜間（17時以降）で実施

エ 初回面接

- ・店舗または市の指定する場所にて、各ドラッグストアの管理栄養士により保健指導を実施
- ・一人あたり20分以上の個別面接を行い、栄養面・運動面を含めた総合的な内容で、個人にあった目標立案、行動目標を達成するために必要な特定保健指導支援計画を作成

オ 継続的な個別支援（積極的支援のみ）

国の基準に則って実施

- ・実施期間：初回面接から対象者の状況に合わせた支援を3か月以上実施
- ・内容：期間内にアウトカム評価、プロセス評価を組み合わせ、合計180P以上の支援を実施するとともに、実績評価（体重・腹囲・血圧データの確認、評価アンケート）の実施
- ・支援方法：初回面談の実施状況を踏まえつつ、利用者の希望、利便性、効果及び効率等に配慮し、面接、通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）の中から、柔軟に対応
- ・市で実施する血液検査（初回後3～4か月後の特定健診会場）の案内

カ 報告

- ・事業終了後、特定保健指導事業報告書を作成し報告
- ・実績評価終了者について、実施報告書（記録を含む）を作成し報告

キ 中途脱落者への対応

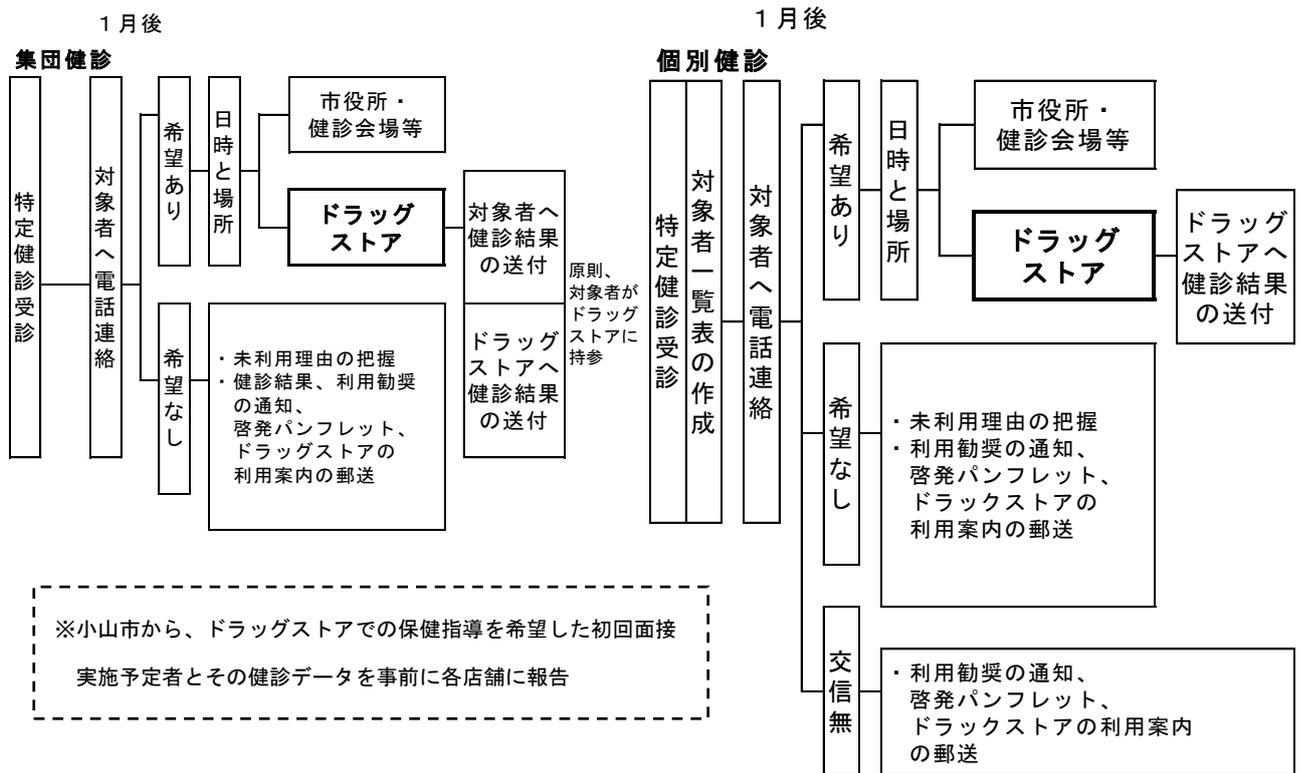
【積極的支援】

- ・積極的支援を中断している者（最終利用日から2ヵ月以上）に対して、ドラッグストアが保健指導の再開の勧奨を実施（不在などで連絡の取れない場合の確認回数は3回以上）
- ・中途脱落が確定後、中間評価前に脱落した者については、「特定保健指導実施報告書」に理由等を記載し報告

【動機付け支援】

- ・評価アンケートの返信がない対象者への確認回数は3回以上とし、「特定保健指導実施報告書」に理由等を記載し報告

③健診受診からドラッグストアでの保健指導実施までのフロー図



④初回面談者数

	令和5年度 (1月～3月)	令和6年度 (6月～9月)
積極的支援	10名	10名
動機付け支援	15名	11名

⑤医師会、かかりつけ医との連携

- ・ 個別健診受診者の保健指導利用率を上げていくため、健診受診後に医師から指導対象者へ保健指導の説明を行い、特定保健指導の利用希望がある場合は、市へ連携する体制づくりを実施
- ・ 市は医師から連絡を受け、対象者にドラッグストアでの保健指導の利用も可能である旨を説明し、保健指導の利用勧奨を実施

⑥事業の計画・実施に係る工夫点・苦勞した点

i 工夫点

- ・実施率の向上に対する施策「市独自の指導だけではなく地域機関を活用した、働き世代の対象者が特定保健指導を受けやすい環境整備」の一環として、土・日・祝日や夜間でも専門職が対応できるドラッグストアでの特定保健指導委託事業の導入に向け、市内外の全ドラッグストアへ実施可否を確認しました。
- ・事業開始後も、被保険者の利便性を担保するため、今後実施可能な見込みがある業者について今後の導入方法についても並行して相談を行いました。
- ・ドラッグストアの実施者の指導に関するノウハウは確立していましたが、小山市の実施方法とは違う部分（実際の商品を使用しての指導、継続支援が通信も可）もあるため、本市の手法をベースとしつつ、ドラッグストアの良さを活かした実施方法について擦り合わせを行いました。
- ・初回面接後、3～4か月後に特定健診会場で血液検査を実施することにより、特定保健指導の効果が数値として把握することが可能となり、利用者のモチベーション維持と途中脱落者の減少につながっています。

ii 苦勞した点

- ・個人情報の提供方法について、対象者への電話での利用勧奨から実際の指導日までが短期間であったため、データ提供が困難でした。そのため、情報管理主管課と相談・検討し、セキュリティ精度の高いファイル交換サービスを用いて、要配慮個人情報に留意し、データの受け渡しが可能となりました。これに伴い、迅速なデータの提供と健診データの伝達ミスの防止に繋がっています。

5 事業成果と課題について

(1) 成果

- ・保健指導を受けた対象者からは、

○毎日の食生活の中で改善方法が明確になり、即効性があると感じる

○土日祝日に受けることができるのがよかった

○買い物の際に気軽に寄ることができる

等の声があり、ドラッグストアで保健指導を利用できる利便性（夜間・休日の利用や、市民にとって身近なドラッグストアを活用）が高く評価されています。

(2) 課題

- ・店舗数が限られるため、保健指導を利用可能な地域に偏りがあり、より身近な場所での実施が可能となるよう実施店舗の拡大が必要と感じています。
- ・自宅で仕事をしている対象者は、「自宅に来てくれるなら受けられる」と話す方も多いため、訪問等も視野に入れ、実施方法の検討が必要だと考えています。

6 今後の展望について

- ・ 特定保健指導の業務委託にあたり、ドラッグストアという地域資源を活用したことは、特定保健指導だけでなく、本市の健康づくり事業に新たな視点を取り入れるきっかけとなりました。
- ・ 本事業を通して見えてきた健康課題を、行政と事業者が共有し、課題解決に向けた取り組みについてともに検討することで、多様な主体を巻き込んだ健康づくりを支援するための環境整備に繋がっていきたいです。
- ・ 今後も健康づくりに関連する事業所等、地域資源に目を向け、地域と一体となって市民の健康の保持増進に一層取り組んでいきたいと考えています。

【全国健康保険協会栃木支部】

ドラッグストアによる特定保健指導の実施について

1 保険者の概要

被保険者数	334,931人（男性：196,387人、女性：138,544人）
被扶養者数	188,065人（男性：67,875人、女性：120,190人）

※令和6（2024）年4月1日現在

2 保険者の特徴

- ・ 栃木支部加入事業所数：35,104事業所
- ・ 従業員数9名以下の事業所が全体の8割程度となっています。

3 取組の経緯

平成20年度より、特定健康診査・特定保健指導制度が開始され、協会けんぽでは被保険者の特定保健指導を自営で実施していました。しかし、実施率が低いという課題があり、そのような状況下で特定保健指導の実施率向上を図るため、各支部にて健診機関や保健指導専門機関への外部委託を実施することとなりました。

その後、平成27年度に外部委託を実施する際、ドラッグストア（本社）より「企業活動における地域への社会貢献」の一環として保健指導業務の提案があり、協会内部の選定委員会による選定を経て、特定保健指導の委託契約を開始しました。

4. 取組内容

(1) 特定保健指導のドラッグストアへの外部委託の取組みについて

①委託開始時期

平成 27 年度（2015 年度）

②委託内容

i 実施店舗数

ドラッグストア：35 店舗（栃木県内）

ii. 委託状況

ア 内容

- ・対象者への利用勧奨、特定保健指導、実績評価、報告書作成等付随業務

イ 委託対象人数

- ・積極的支援、動機付け支援 計 4,000 人（最大）

〔委託した事業所の 3 割で保健指導を実施できるように計画・立案〕

ウ 特定保健指導の実施日時

- ・協会けんぽからドラッグストアへ保健指導対象者の情報を提供し、ドラッグストア担当者と保健指導利用者により、保健指導実施日等の調整

エ 初回面接

- ・保健指導対象者所在の事業所または各店舗にて、ドラッグストアの管理栄養士により保健指導を実施

オ 継続的な個別支援

国の基準に則って実施

- ・実施期間：国の基準に基づき、初回面接から対象者の状況に合わせた支援を 3 か月以上
- ・内容：期間内にアウトカム評価、プロセス評価を組み合わせ、合計 180P 以上の支援を実施するとともに、実績評価の実施
- ・支援方法：初回面談の実施状況を踏まえつつ、利用者の希望や利便性及び効果効率等に配慮し、面接、通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）にて対応

カ 報告

- ・月 1 回、初回・最終（中断と実績評価）を報告

キ 途中連絡が取れなくなった利用者への対応

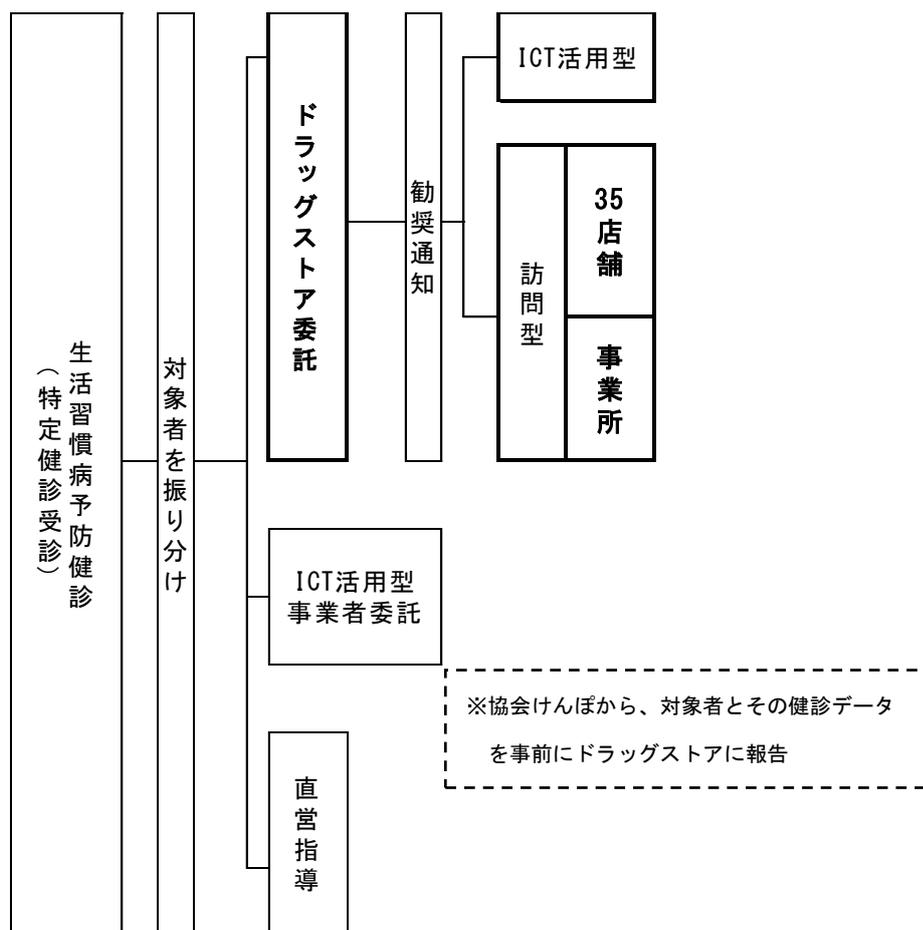
【積極的支援】

- ・ 支援途中連絡の取れなくなった利用者に対しては、速やかにフォローを実施（連絡の取れない場合の確認回数は3回以上をもって中断処理）

【動機付け支援】

- ・ 実績評価ができない場合はみなし評価にて報告（3回以上の確認）

③健診受診からドラッグストアでの保健指導実施までのフロー図



④初回面談者数

	令和5年度	令和6年度 (4月～9月)
積極的支援	216名	115名
動機付け支援	288名	172名

⑤事業の計画・実施に係る工夫点・苦労した点

i 工夫点

- ・企画競争にて特定保健指導専門機関を決定。企画競争は毎年2月から3月に実施しており、4月から契約締結、業務を開始
- ・企画競争は、協会けんぽ栃木支部より特定保健指導専門機関の応募公告を出し、応募のあった事業者による企画提案会を開催後、支部内の選定委員会にて専門機関を選定

5 事業成果と課題について

(1) 成果

- ・協会けんぽ栃木支部と知名度のあるドラッグストアによる連名の封筒を使用していること、特定保健指導の案内文にはドラッグストアの名が明記されていることから、保健指導対象者からの信頼性があり、保健指導実施に効果があります。
- ・不規則な勤務体系の被保険者の場合、ドラッグストアと日程を調整し、利用者の都合に合わせた保健指導が可能となっています。
- ・事業所訪問による特定保健指導も実施するため、対象者は勤務時間中でも特定保健指導を受けることができ、対象者が保健指導を利用しやすい体制となっています。

6 今後の展望について

- ・保健指導の実施について事業主に制度を理解してもらい、従業員の保健指導利用につなげていくための方法を、保健指導委託事業者の提案を含めてブラッシュアップし、今後の保健指導利用の拡大につなげたいと考えています。
- ・ドラッグストアでの保健指導にこだわらず、特定保健指導の実施率向上を図ることのできる良い企画提案がある場合は、その保健指導専門機関と委託契約を締結していきます。